

2024年2月7日



TMI 総合法律事務所

【大阪開催】TMI 特別セミナーのご案内

2024年4月1日施行！障害者差別解消法の改正と実務対応 —民間企業による合理的配慮の提供が法的義務になります—

日 時：2024年3月6日(水)13:30~15:30(受付開始13:10)

※会場開催のみ。ライブ配信・オンデマンド配信はございませんので、ご了承ください。

会 場：〒530-0017

大阪府大阪市北区角田町8-1

大阪梅田ツインタワーズ・ノース26階 貸会議室

※TMI総合法律事務所大阪オフィスと同じビル内の貸会議室(26階)での開催となります。

大阪オフィス内での開催ではございませんので、ご注意ください。

※受付事務との関係で、セミナー開始後30分以降は、入室をご遠慮いただくことがございます。

講 師：TMI総合法律事務所 大阪オフィス 伊勢 智子 弁護士

TMI総合法律事務所 東京オフィス 水田 進 弁護士

TMI総合法律事務所 京都オフィス 遠山 夏子 弁護士

参加費：無料

TMI 総合法律事務所では、主にクライアント様を対象に情報提供の場として、特別セミナーを開催しております。今回は大阪オフィスにて、「2024年4月1日施行！障害者差別解消法の改正と実務対応—民間企業による合理的配慮の提供が法的義務になります—」と題するセミナーを開催いたします。

2016年4月に施行された「障害者差別解消法」(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)は、すべての民間事業者に対して、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、また、合理的配慮の提供や環境の整備を行う努力義務を定めていますが、2024年4月1日に施行される改正法により、民間事業者の障害者に対する合理的配慮の提供が、努力義務から法的義務に格上げされます。

すべての民間事業者が同法に基づく義務を負うにもかかわらず、同法に関する解説や内閣府・各省庁や地方公共団体の公表している資料等は、様々な媒体に散在していてわかりづらくなっており、改正点や、同法に定める「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」「環境の整備」の具体的な内容を認識したうえで、改正法の施行に向けた準備ができていない企業様はまだ多くないのが実情かと思えます。

本セミナーでは、当事務所の障害福祉プラクティスグループに所属し、障害者差別解消法に関する相談、書籍・記事等の執筆、企業様向けセミナーに携わっている弁護士が、改正点を踏まえた同法の解説をするとともに、政府の公表している基本方針や各省庁による対応指針等を踏まえ、改正法の施行にあたって企業様が行うべき実務対応について、分かりやすくご説明いたします。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

【概要】

- 1 障害者差別解消法の改正
- 2 具体的な内容
 - (1) 不当な差別的取扱いの禁止
 - (2) 合理的配慮の提供
 - (3) 環境の整備
- 3 改正法の施行に向けた実務対応
- 4 質疑応答

【講師紹介】

伊勢 智子

<経歴>

2001年	3月	慶應義塾大学法学部法律学科卒業
2004年	10月	東京弁護士会登録 TMI 総合法律事務所勤務
2014年	6月	ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)
2014年	8月	ニューヨークのピルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマン法律事務所勤務
2015年	6月	TMI 総合法律事務所復帰
2015年	7月	ニューヨーク州弁護士資格取得
2019年	1月	カウンセラー就任
2021年	11月	大阪弁護士会登録 TMI 総合法律事務所大阪オフィス勤務
2022年	1月	パートナー就任

水田 進

<経歴>

2004年	3月	京都大学法学部卒業
2006年	3月	京都大学法科大学院修了
2007年	12月	第一東京弁護士会登録
2008年	1月	TMI 総合法律事務所勤務
2013年	5月	南カリフォルニア大学卒業(LL.M.)
2013年	9月	シンガポールのラジャ・アンド・タン法律事務所勤務
2014年	9月	TMI 総合法律事務所復帰
2022年	1月	パートナー就任

遠山 夏子

<経歴>

1998年	3月	京都大学法学部卒業
2002年	10月	京都弁護士会登録 石川良一法律事務所勤務
2013年	2月	タキイ種苗株式会社入社
2017年	12月	株式会社堀場製作所入社
2021年	10月	TMI 総合法律事務所京都オフィス勤務

【申込方法】

以下の本セミナー専用申込ページより、申込をお願いいたします。

申込期間：2024年2月7日(水)10:00～同年2月21日(水)17:00

本セミナー専用申込ページ：<https://tmi.smktg.jp/public/seminar/view/20686>

※お申込について

・1社2名様まで、先着順の受付とさせていただきます。定員になり次第お申込受付を終了いたしますので、何卒ご了承ください。(定員:30名)

【注意事項】

- ・撮影・録音はご遠慮ください。
- ・恐れ入りますが、企業内弁護士・弁理士を除く弁護士・弁理士の方(企業に出向されている弁護士・弁理士の方を含みます)のご参加はご遠慮ください。
- ・ご登録いただいた情報から所属先の確認ができない方など、当事務所が適切ではないと判断した際には、個別にご連絡することなくご参加をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
- ・やむを得ず開催方式の変更、中止等が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。
- ・会場開催にあたり、体調がすぐれない方(発熱、咳など風邪の症状がある方を含みます)は、ご参加をお控えくださいますようお願いいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

TMI 総合法律事務所
東京オフィス
担当:志野
電話:03-6438-5511(代表)

TMI 総合法律事務所
京都オフィス
担当:大山
電話:075-256-5551(代表)

TMI 総合法律事務所
大阪オフィス
担当:伊藤
電話:06-6311-0577(代表)

e-mail: special_seminar_osaka@tmi.gr.jp